

議案第79号

亀山市火災予防条例の一部改正について

亀山市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月13日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

亀山市火災予防条例（平成17年亀山市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章及び第2章 [略]	第1章及び第2章 [略]
第2章の2 住宅用防災機器の設置 及び維持に関する基準 等（第38条の2—第 38条の7）	第2章の2 住宅用防災機器の設置 及び維持に関する基準 等（第38条の2—第 38条の7）
第2章の3 林野火災の予防（第38条の8・第38条の9）	
第3章～第6章 [略]	第3章～第6章 [略]
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第38条 火災に関する警報 <u>（法第22</u>	第38条 火災に関する警報が発せら

条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) [略]

[号を削る。]

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 [略]

第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災

れた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第38条の7 [略]

[条を加える。]

に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 及び (2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第65条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) ～ (6) [略]

[条を加える。]

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 及び (2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第65条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) ～ (6) [略]

<p>2 [略]</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。